

第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画策定の概要

町では、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づき、平成27年度から31年度の5年間を期間とする幕別町子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援に取り組んでいるところである。

この計画が平成31年度（令和元年度）をもって終了することから、昨年度実施した「子どもの生活実態調査」や「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、町の現状と課題を再度、分析・整理し、「第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

法第61条第1項の規定に基づく法定計画で、国の基本方針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定する。

計画は、町が今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものであり、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画に位置付ける。

3 計画対象期間

法第61条第1項の規定に基づき5年を1期とする。このため、第2期計画は、令和2年度から6年度までの事業計画とする。

4 第2期計画策定にあたっての国からの通達事項（新規追加事項のみ）

- (1) トrendや政策動向、地域の実情等の考慮
- (2) 都市開発部局との十分な情報共有
- (3) 企業主導型保育施設の地域枠の活用
- (4) 特定教育・保育施設等の定員の取扱い

※別添「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（案）について」（令和元年6月25日内閣府子ども子育て会議資料より）参照。

5 計画策定体制

- (1) 次世代育成支援対策地域協議会による検討
- (2) パブリックコメントの実施予定